

那智川土砂災害対策検討委員会 設置趣意書

1. 委員会の目的

平成23年9月、紀伊半島を中心に未曾有の豪雨をもたらした台風12号により、紀伊山地を擁する奈良県・和歌山県では多数の崩壊が発生し、その崩壊土量の総計は戦後最大となるなど、大規模な土砂災害に見舞われた。特に、和歌山県的那智川流域においては、各支流において大規模な土石流が発生し、大量の土砂や流木が本川に流出した結果、流域の広範囲にわたり、甚大な被害が生じた。

那智川の土砂災害対策は、国による緊急工事が着手されたが、今後の恒久対策検討に際しては、土石流が発生した溪流の対策だけではなく、本川への土砂・流木流出による影響も踏まえて、流域広範囲にわたる土砂処理方針を検討する必要がある。また、流域が国立公園の指定や世界遺産にも登録されていることも踏まえた対策の検討が必要である。そこで、今回の大規模土砂災害の実態を踏まえ、砂防や景観等の観点から対策についてとりまとめることを目的に、この委員会を設置するものである。

2. 委員会の規約 委員会の規約（案）は別紙1の通り

3. 検討期間

委員就任承諾日から平成25年3月31日まで

4. 委員会の開催予定 委員会の開催予定は下記の通り

- 第1回 現地視察 平成24年5月15日 那智勝浦町（現地）開催
- 第2回 検討委員会 平成24年6月中～下旬 和歌山県内開催予定
- 第3回 検討委員会 平成24年7月以降 和歌山県内開催予定

那智川土砂災害対策検討委員会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「那智川土砂災害対策検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

（目的）

第 2 条 平成 23 年 9 月の台風 12 号により、那智川流域で発生した土砂災害の実態を踏まえ、流域特性に配慮した対策の方針や内容についてとりまとめることを目的として、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長（以下、「事務所長」という）が設置する。

（検討事項）

第 3 条 委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 災害の実態を踏まえた対策の基本方針
- (2) 各地区における対策内容

（委員会構成）

第 4 条 委員会は、各分野に詳しい学識経験者や専門家で構成する。

2. 委員会の委員は別紙 2 による。
3. 委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。
4. 委員長は委員の互選により選任する。

（委員長）

第 5 条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

2. 委員長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員が職務を代行する。

（任期）

第 6 条 委員長及び委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

（委員会の公開）

第 7 条 委員会の公開方針は別紙 3 によるものとする。

（事務局）

第8条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所工務課におく。

(開催)

第9条 委員会は、委員長が事務所長の開催依頼を受託し、各委員を招集し、開催する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成24年5月15日から施行する。

那智川土砂災害対策検討委員会
委員名簿

(敬称略、五十音順)

- 委員 尼崎 博正 京都造形芸術大学環境デザイン学科 教授
- 小山内 信智 独立行政法人土木研究所土砂管理研究グループ グループ長
- 里深 好文 立命館大学工学部都市システム工学科 教授
- 辻林 浩 和歌山県世界遺産センター センター長
- 藤田 光一 国土技術政策総合研究所河川研究部 部長
- 山田 孝 三重大学大学院生物資源学研究科 教授

那智川土砂災害対策検討委員会 公開方針

委員会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

1. 委員会は原則非公開とし、冒頭撮影のみ認める。
2. 委員会終了後、会場において取材に対応する。
3. 開催案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載することにより行う。
4. 委員会の会議資料は、原則として公開とする。
5. 委員会議事録を作成し、委員会に諮った上で、公表する。
6. 委員会会議資料、議事録は、近畿地方整備局のホームページに掲載する。